

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (相談系サービス)

新潟市障がい福祉課指定係

1

令和6年度報酬改定の主な内容、

相談系サービスに係るものについて、障がい福祉課指定係より説明します。

1 基本報酬の見直し

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）の算定について、下記要件（下線部）が追加。

①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

※経過措置として、令和5年度まで機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①、②の要件をみたしているものとみなす。

③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めていること 又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

- ・参画先は、市町村協議会が基本。（地域機能強化共同支援加算においても同様）
- ・定期的とは、月に1回程度は実施することが望ましい。
- ・届出に係る根拠資料には、右上等に、どの要件に係るものか分かるメモを記載してください。

2

1、基本報酬の見直しについてです。

機能強化型のサービス利用支援費の算定要件として、①から③の下線の内容が追加されました。

①にある協議会は、本市においては、新潟市障がい者地域自立支援協議会を想定しています。

なお、変更届の提出の際、研修や会議録等の写しなど、加算の別紙に添付する根拠資料には、右上に、どの要件に係る資料なのかが分かるようにメモを記載してください。

1 基本報酬の見直し

			現行	見直し後	増減
サービス利用支援	機能強化型 サービス利用支援費	I	1,864単位	<u>2,014単位</u>	+150単位
		II	1,764単位	<u>1,914単位</u>	+150単位
		III	1,672単位	<u>1,822単位</u>	+150単位
		IV	1,622単位	<u>1,672単位</u>	+50単位
	サービス利用支援費	I	1,522単位	<u>1,572単位</u>	+50単位
		II	732単位	732単位	±0単位
継続 サービス利用支援	機能強化型 サービス利用支援費	I	1,613単位	<u>1,761単位</u>	+148単位
		II	1,513単位	<u>1,661単位</u>	+148単位
		III	1,410単位	<u>1,558単位</u>	+148単位
		IV	1,360単位	<u>1,408単位</u>	+48単位
	サービス利用支援費	I	1,260単位	<u>1,308単位</u>	+48単位
		II	606単位	606単位	±0単位

3

基本報酬が区分に応じて、48から150単位の増で拡充の見直しが行われました。

2 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

【主任相談支援専門員配置加算】（拡充）

新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任支援専門員が地域の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）300単位／月

※ 地域の相談支援中核的な役割を担う指定特事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）100単位／月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

4

2、質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直しについてです。

まず、「主任相談支援専門員配置加算」の拡充についてです。

報酬改定により、区分がⅠとⅡに分かれました。

主任相談支援専門員を配置した上で、他の事業所へ研修をおこなった場合が区分Ⅰ、自分の所の事業所内の従業者に対し研修を実施した場合、区分Ⅱが算定できます。

なお、こちらの加算に係る届出についても、根拠資料には右上等にどの要件に係る資料なのかが分かるようにメモを記載してください。

2 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

【地域体制強化共同支援加算】（見直し）

算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

2,000単位／月（月1回を限度） ※単位は増減なし

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

相談：基幹相談支援センター、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

5

次に、「地域体制強化共同支援加算」の見直しについてです。

この加算は、相談支援利用者が受けるサービスの事業者のうち、3者以上と共同して文書等により保護者に対して説明や内容の報告をした場合に算定できる加算です。

改正では、単位はそのまま、現行の算定要件に加えて、「拠点関係機関と連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても対象に加えられました。

3 適切な相談支援の実施

モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。

- ・ 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
- ・ 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

6

3、適切な相談支援の実施についてです。
モニタリング期間について、標準よりも短い期間で設定することが望ましい場合として、記載されている3つの内容が追加されました。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(1) 【医療・保育・教育機関等連携加算】（拡充）

- ・モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

	現行	見直し後	要件
医療・保育・教育機関等 連携加算	100単位/月	300単位/月	①-Ⅱ、②
		200単位/月	①-Ⅰ
		150単位/月	③

7

4、医療等の他機関連携のための加算の見直しについてです。
まず、医療・保育・教育機関等連携加算の拡充についてです。
これまでは、サービス利用支援の実施時のみでしたが、改正により、モニタリング時も算定可能となりました。
単位については、おこなった内容に応じて3区分に単位が分かれています。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○医療・保育・教育機関等連携加算の要件

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

I 指定サービス利用支援 →200単位/月

II 指定継続サービス利用支援 →300単位/月

② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。） →300単位/月

③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。） →150単位/月

8

医療・保育・教育機関等連携加算の要件について説明します。

①がこれまでもあった要件内容で、継続サービス利用支援（モニタリング）の場合が追加されました。

また、②③の内容については、算定できる場面が拡充されました。

②は、利用者が通院する際に、病院等の職員へ必要な情報提供をおこなった場合に算定でき、算定回数は月3回まで、同一の病院等については月1回までという制限があります。

③は、福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、その事業所に対して必要な情報提供をおこなった場合に算定でき、各事業所それぞれ月1回までという制限となっています。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(2) 【集中支援加算】（拡充）

・利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

	現行	見直し後	要件
集中支援加算	300単位/月	300単位/月	①～④
		150単位/月	⑤

9

次に、集中支援加算の拡充についてです。

当該加算は、利用者への通院同行や関係機関が開催する会議へ参加し、連絡調整をおこなった場合等に算定できますが、この関係機関の連携対象に、介護保険事業の訪問看護の事業所も対象になりました。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○集中支援加算の要件

・指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ② サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合
- ③ 福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

10

集中支援加算の要件について説明します。

①から④に該当する業務をおこなった場合は300単位、⑤に該当する場合は150単位が算定できます。

①の要件にテレビ電話装置等を活用しての面談も可能となりましたが、月に1回は利用者の居宅等を訪問する必要がありますのでご注意ください。

また、③の関係機関が開催する会議へ参加した際は、会議の記録を作成し、5年間保存する必要があります。

記録する内容は、開催日時、出席者、検討した内容の要旨及び、それを踏まえた対応方針です。留意事項通知に記載されていますので、その他詳細も含めてご確認ください。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(3) 【入院時情報連携加算】(拡充)

(4) 【退院・退所加算】(拡充)

・ 関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

	現行	見直し後	増減
入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月	<u>300単位/月</u>	+100単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月	<u>150単位/月</u>	+50単位
退院・退所加算	200単位/月	<u>300単位/月</u>	+100単位

11

次に、入院時情報連携加算、退院・退所加算の拡充についてです。
この2つは、業務負担を踏まえて、単位数が引き上げられたものです。
加算の内容(要件等)に変更はありません。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

(5) 【居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算】（拡充）

- ・ 関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

	現行	見直し後	増減	要件
(計画相談) 居宅介護事業所等連携加算	300単位/月	300単位/月	±0単位	①、②
	100単位/月	<u>150単位/月</u>	+50単位	③
(障害児相談) 保育・教育等移行支援加算	300単位/月	300単位/月	±0単位	①、②
	100単位/月	<u>150単位/月</u>	+50単位	③

12

次に、居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充についてです。
この2つも、業務負担を踏まえて、単位数が引き上げられたものです。

4 医療等の他機関連携のための加算の見直し

○居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の要件

・介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 (テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合 (単位数の変更のみ)

13

居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の変更内容について説明します。

加算の内容について一部変更があり、下線部分のとおり、利用者への面談に際しテレビ電話装置等の活用も可能となりました。

なお、月に実施した面談回数のうち1回は利用者の居宅等を訪問する必要がありますのでご注意ください。

5 医療との連携のための仕組み

- ・支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

【解釈通知に追記された内容（抜粋）】

2 運営に関する基準

(11)指定計画相談支援の具体的取扱方針（基準第15条）

⑦アセスメントの実施（第2項第5号）

サービス等利用計画は、・・・適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。

14

5、「医療との連携のための仕組み」についてです。
サービス等利用計画の作成に当たって、必要に応じて利用者から同意を得たうえで、医師意見書を計画作成に活用できるということが追記されたものです。
同意は書面で得るようにしてください。

6 高い専門性が求められる者の支援体制

- (1) 【要医療児者支援体制加算】（見直し）
- (2) 【行動障害支援体制加算】（見直し）
- (3) 【精神障害者支援体制加算】（見直し）

新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

	現行	見直し後	要件
要医療児者支援体制加算	—	Ⅰ	60単位/月 ①
	35単位/月	Ⅱ	30単位/月 ②
行動障害支援体制加算	—	Ⅰ	60単位/月 ③
	35単位/月	Ⅱ	30単位/月 ④
精神障害者支援体制加算	—	Ⅰ	60単位/月 ⑤
	35単位/月	Ⅱ	30単位/月 ⑥

15

6、高い専門性が求められる者の支援体制についてです。

要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算の見直しについてです。

3つとも体制加算で、新たに区分がⅠとⅡに分けられ、体制のみであれば区分Ⅱ、体制に加えて、それぞれ医療的ケア児者・強度行動障害児者・精神障害者に対し現に相談支援をおこなっている場合、区分Ⅰが算定できます。

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○要医療児者支援体制加算の要件

①医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

	現行	見直し後		要件
要医療児者支援体制加算	35単位/月	I	60単位/月	①
		II	30単位/月	②

16

まず、要医療児者支援体制加算の要件について確認します。
体制としては、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員の配置が要件とされています。
この体制を整えている場合は、区分IIが算定可能です。
体制に加えて、その専門員により医療的ケア児者に対して計画相談支援をおこなっている場合は区分Iを算定できます。

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○行動障害支援体制加算の要件

③強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

④強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

	現行		見直し後	要件
行動障害支援体制加算	35単位/月	Ⅰ	60単位/月	③
		Ⅱ	30単位/月	④

17

次に、行動障害支援体制加算の要件について確認します。
体制としては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を配置している場合は、区分Ⅱが算定可能です。
体制に加えて、その専門員により強度行動障害児者に対して計画相談支援をおこなっている場合は、区分Ⅰが算定できます。

6 高い専門性が求められる者の支援体制

○精神障害者支援体制加算の要件

⑤以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

⑥地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。

連携先病院等とは、少なくとも年1回以上、面談又は会議を行うよう留意事項通知に定めてあるため、記録を残しておくこと。

	現行	見直し後		要件
精神障害者支援体制加算	35単位/月	I	60単位/月	⑤
		II	30単位/月	⑥

18

次に、精神障害者支援体制加算の要件について確認します。

体制としては、精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した相談支援専門員の配置が要件とされています。

この体制を整えている場合は、区分IIが算定可能です。

体制に加えて、利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築され、要件により配置された相談支援専門員により精神障害者に対して計画相談支援をおこなっている場合は区分Iを算定できます。

なお、連携先病院等とは、少なくとも、年1回以上、面談又は会議を行うよう留意事項通知に定めてありますので、記録を残しておいてください。

記録の際は、連携先の看護師がどの研修を修了しているかを必要に応じて確認してください。

7 相談支援に従事する人材の確保

機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

19

7、相談支援に従事する人材の確保についてです。

こちらは人員基準に係る改定内容です。

機能強化型の基本報酬を算定している事業所において、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに相談支援員という職種で配置することができ、サービス等利用計画の原案までの作成、モニタリング業務を行うことができるようになったものです。

8 ICTの活用等

・月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

※下記全加算共通

※単位の増減なし

- 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
- 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
- 居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合）
- 保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

20

8、ICTの活用等についてです。

ここまでの説明の中にもありましたが、記載されている4つの加算に係る利用者の居宅等への訪問について、テレビ電話装置等の活用が可能となったものです。加算の所でも説明したように、月に実施した面談回数のうち、1回は利用者の居宅等を訪問する必要がありますのでご注意ください。

9 その他横断的な改定事項

(1) 地域生活支援拠点等の機能充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

≪地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】≫ 500単位/月

※算定要件は次ページ記載

21

9、その他横断的な改定事項についてです。

まず、(1) 地域生活支援拠点等の機能充実についてです。

「障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。」ということで、相談支援については「地域生活支援拠点等機能強化加算」が新設されました。

この加算は、地域生活支援拠点において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価するものです。

9 その他横断的な改定事項

【地域生活支援拠点等機能強化加算 算定要件】 ※自立生活援助の規定を準用

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援 及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

22

地域生活支援拠点等機能強化加算の要件は3点あり、自立生活援助の規定が準用されています。

1点目、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている旨を定めていること。

2点目、機能強化型サービス利用支援費を算定している計画相談、及び障害児相談、自立生活援助、地域移行及び地域定着支援の全てのサービスを、同一の事業所で一体的に運営しているか、地域生活拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営していること。

3点目、拠点コーディネーターを常勤で1名以上配置された場合。

これらの3点を満たす場合に算定可能です。

算定は配置されたコーディネーター1人当たり、ひと月につき100回が限度です。連携して運営する拠点事業所は、ひと月に1回以上の頻度で、連携会議において毎月の算定回数を目安を共有しておいてください。

また、コーディネーターは、事業所に置くべき人員に加えて配置する必要はなく、情報連携を担う旨を明確化しておくことで足りるものです。

9 その他横断的な改定事項

(2) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。
【計画相談支援・障害児相談支援】

◀ 高次脳機能障害支援体制加算 【新設】 ▶

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様

23

次に、（2）高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価についてです。高次脳機能障害に関する研修を受講した、常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価するもので、高次脳機能障害支援体制加算が新設されました。体制を整えているのみの場合は、区分Ⅱが算定可能。体制に加えて、その専門員により、高次脳機能障害を有する者に対して計画相談支援をおこなっている場合は、区分Ⅰが算定できます。

以上で、相談系サービスに係る令和6年度報酬改定の主な内容についての説明を終わります。

その他横断的な改正内容や、詳細等については適宜ご確認ください。